徳島県告示第四百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年五月一日次の事務を弁護士法人ライズ綜合法律事務所に委託した。

令和三年六月十五日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）第七条の規定による奨学金の返還に係る当該返還金（知事が別に定めるものに限る。）の収納の事務